

平成26年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について

## 1 検挙件数及び被害児童数の推移（図1）

### (1) 検挙件数

出会い系サイトに起因する事犯の検挙件数は298件(前年同期比-70件、-19.0%)。

コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は948件(前年同期比+89件、+10.4%)。

### (2) 被害児童数の推移

出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭った児童は82人(前年同期比+9人、+12.3%。ただし、前年下半期比では-4人、-4.7%)。なお、平成20年の出会い系サイト規制法の法改正以降、届出制の導入により事業者の実態把握が促進されたことや、事業者の被害防止措置が義務化されたことなどにより減少傾向にある。

コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童は698人(前年同期比+100人、+16.7%)。平成23年に初めて減少に転じ、翌年も引き続き減少していたが、平成25年上半期以降、無料通話アプリのIDを交換する掲示板に起因する犯罪被害により増加傾向にある。

## 2 被害児童の状況の比較

### (1) 被害の多い罪種（図2）

出会い系サイトに起因する事犯で被害の多い罪種は、児童買春が38人(全体の46.3%)。コミュニティサイトでは、青少年保護育成条例違反が361人(全体の51.7%)。

### (2) 被害児童の年齢（図3）

コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童の方が、出会い系サイトと比べて低年齢層の割合が多い。

## 3 今後の対策

### (1) 出会い系サイト対策

悪質出会い系サイト事業者に対する取締り等の徹底

禁止誘引行為等の書き込み違反者に対する取締りの継続

### (2) コミュニティサイト対策

サイト事業者(無料通話アプリ等提供事業者を含む。)の規模、提供しているサービスの態様に応じた児童被害防止対策の強化

- ・ ミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化
- ・ サイト事業者等への実効性あるゾーニングの導入に向けた働きかけ

「実効性あるゾーニング」～サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように携帯電話事業者の保有する利用者年齢情報を活用し、大人と児童とのミニメールの送信や検索を制限すること。

関係省庁、事業者及びEMA等の関係団体と連携した対策の推進

- ・ スマートフォンを中心としたフィルタリングの普及徹底
- ・ 児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発と情報共有

「EMA(エマ)」～一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

図 1

【出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する被害児童数の対比】

(件・人)

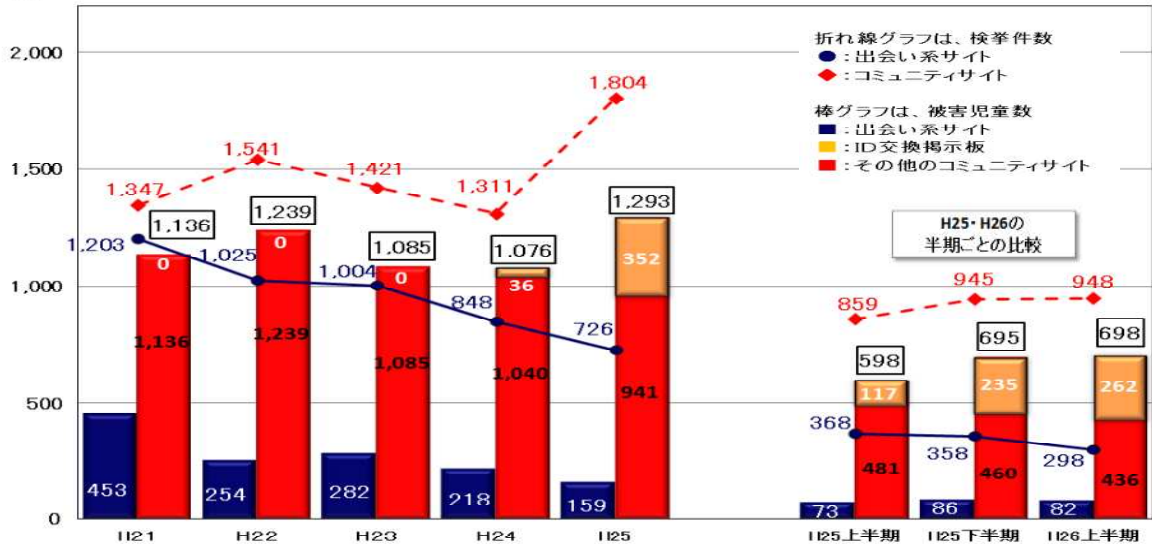


図 2

【罪種別の被害児童数の割合】

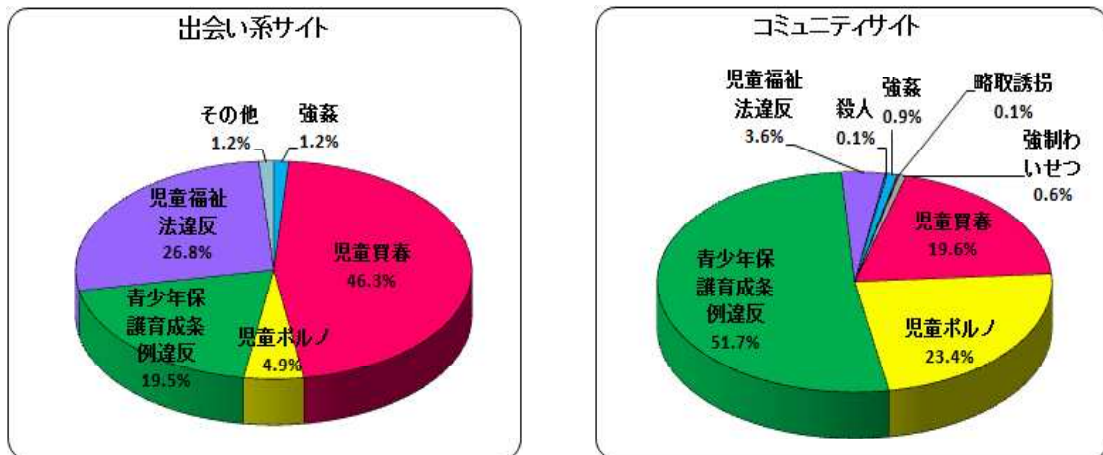
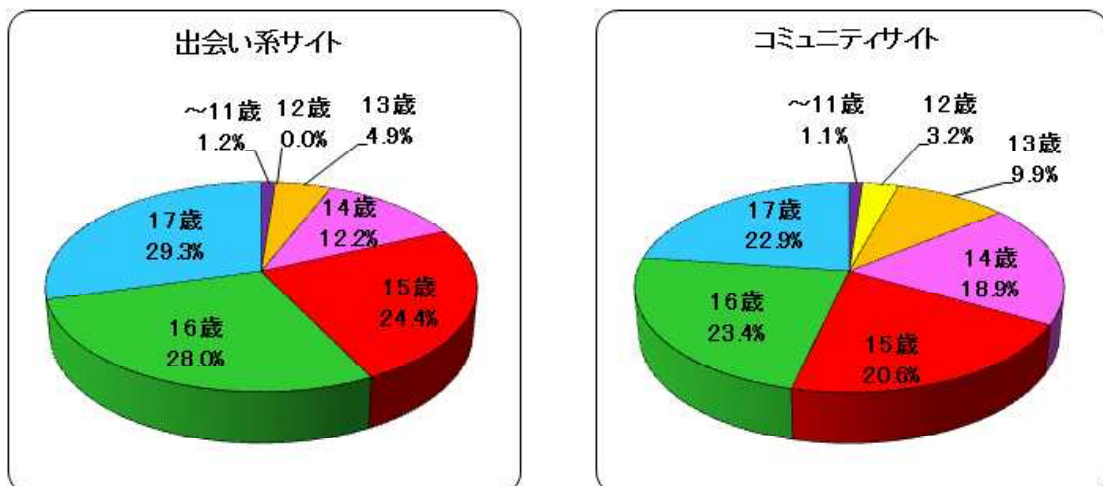


図 3

【年齢別の被害児童数の割合】



# 第1 出会い系サイトに起因する事犯の検挙状況等

## 1 検挙件数の年別推移

(件)

罪名		H21	H22	H23	H24	H25	H26 上半期	前年 同期比	%	
										H26 上半期
児童福祉法違反		81	53	60	61	49	19	30	+11	+57.9%
青少年保護育成条例違反		149	53	63	50	54	19	27	+8	+42.1%
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	358	254	230	213	123	53	57	+4	+7.5%
	児童ポルノ	40	28	51	38	33	20	12	-8	-40.0%
	小計	398	282	281	251	156	73	69	-4	-5.5%
出会い系サイト 規制法違反	法第6条(禁止誘引違反)	348	404	451	360	337	167	136	-31	-18.6%
	うち児童による誘引	222	284	273	252	185	96	81	-15	-15.6%
	法第7条(無届)	4	8	12	3	2	0	0	±0	-
	法第9条(名義貸し)	1	0	1	0	0	0	0	±0	-
	小計	353	412	464	363	339	167	136	-31	-18.6%
重要 犯罪	殺人	3	4	2	0	0	0	1	+1	-
	強盗	14	5	3	6	0	0	1	+1	-
	放火	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強姦	16	4	0	1	2	2	1	-1	-50.0%
	略取誘拐	0	1	0	0	0	0	0	±0	-
	強制わいせつ	4	1	1	0	5	2	1	-1	-50.0%
	小計	37	15	6	7	7	4	4	±0	±0.0%
粗 暴 犯	暴行	1	0	0	0	0	0	0	±0	-
	傷害	0	0	1	0	1	1	0	-1	-100.0%
	脅迫	1	1	4	3	1	0	3	+3	-
	恐喝	25	7	6	8	3	3	0	-3	-100.0%
	小計	27	8	11	11	5	4	3	-1	-25.0%
そ の 他	窃盗	19	8	13	6	2	2	2	±0	±0.0%
	詐欺	29	97	23	13	52	51	7	-44	-86.3%
	その他	110	97	83	86	62	29	20	-9	-31.0%
	小計	158	202	119	105	116	82	29	-53	-64.6%
合計		1,203	1,025	1,004	848	726	368	298	-70	-19.0%

対象は、出会い系サイトに起因する事犯として警察が把握しているもの。  
(児童以外の者が被害に遭った事犯を含む。)

## 2 出会い系サイト規制法に基づく行政処分状況

(件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26		前年 同期比
						上半期	上半期	
指示(第13条)	1	4	0	0	0	0	0	±0
事業の停止等(第14条)	0	0	1	0	0	0	0	±0

## 3 被害児童数の年別推移

(人)

罪 名		H21	H22	H23	H24	H25	H26		前年 同期比	%
						上半期		上半期		
児童福祉法違反		58	34	46	46	38	17	22	+5	+29.4%
青少年保護育成条例違反		113	42	46	30	31	11	16	+5	+45.5%
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	238	151	160	117	71	32	38	+6	+18.8%
	児童ポルノ	22	19	22	19	14	10	4	-6	-60.0%
	小計	260	170	182	136	85	42	42	±0	±0.0%
重要 犯罪	殺人	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強盗	0	1	0	0	0	0	0	±0	-
	放火	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強姦	9	1	0	0	0	0	1	+1	-
	略取誘拐	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	強制わいせつ	3	0	0	0	0	0	0	±0	-
	小計	12	2	0	0	0	0	1	+1	-
その他の		10	6	8	6	5	3	1	-2	-66.7%
合 計		453	254	282	218	159	73	82	+9	+12.3%

## 4 被害者の年齢・性別

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26		前年 同期比
						上半期	上半期	
被害者数	548	397	351	264	228	134	96	-38
うち女性	502 (91.6%)	289 (72.8%)	337 (96.0%)	249 (94.3%)	179 (78.5%)	87 (64.9%)	88 (91.7%)	+1
児 童	453 (82.7%)	254 (64.0%)	282 (80.3%)	218 (82.6%)	159 (69.7%)	73 (54.5%)	82 (85.4%)	+9
うち女性	447	253	282	218	159	73	82	+9
18歳以上	95 (17.3%)	143 (36.0%)	69 (19.7%)	46 (17.4%)	69 (30.3%)	61 (45.5%)	14 (14.6%)	-47
うち女性	55	36	55	31	20	14	6	-8

( ) は、「被害者数」に対する割合。

## 5 被害者（被害児童）の出会い系サイトへのアクセス手段

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25		H26	前年 同期比
						上半期	上半期	
被害者数	548	397	351	264	228	134	96	-38
携帯電話	540 (98.5%)	385 (97.0%)	322 (91.7%)	252 (95.5%)	167 (73.2%)	84 (62.7%)	89 (92.7%)	+5
パソコン	8 (1.5%)	9 (2.3%)	11 (3.1%)	11 (4.2%)	51 (22.4%)	49 (36.6%)	5 (5.2%)	-44
不明	0 (0.0%)	3 (0.8%)	18 (5.1%)	1 (0.4%)	10 (4.4%)	1 (0.7%)	2 (2.1%)	+1
うち児童	453	254	282	218	159	73	82	+9
携帯電話	450 (99.3%)	251 (98.8%)	272 (96.5%)	210 (96.3%)	137 (86.2%)	62 (84.9%)	75 (91.5%)	+13
パソコン	3 (0.7%)	3 (1.2%)	10 (3.5%)	8 (3.7%)	12 (7.5%)	10 (13.7%)	5 (6.1%)	-5
不明	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (6.3%)	1 (1.4%)	2 (2.4%)	+1

## 第2 コミュニティサイトに起因する事犯の検挙状況等

### 1 検挙件数の年別推移

(件)

罪 名		H21	H22	H23	H24	H25	上半期	H26 上半期	前年 同期比	%
児童福祉法違反		59	41	53	35	26	12	32	+20	+166.7%
青少年保護育成条例違反		803	879	757	706	903	383	485	+102	+26.6%
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	297	282	268	235	351	205	200	-5	-2.4%
	児童ポルノ	166	292	321	308	484	247	216	-31	-12.6%
	小 計	463	574	589	543	835	452	416	-36	-8.0%
重要 犯罪	殺 人	1	0	1	0	0	0	1	+1	-
	強 盗	0	2	0	2	5	0	0	±0	-
	放 火	0	1	0	0	0	0	0	±0	-
	強 姦	13	28	11	16	23	7	7	±0	±0.0%
	略 取 誘 拐	2	4	1	2	5	3	2	-1	-33.3%
	強 制 わ い せ つ	6	12	9	7	7	2	5	+3	+150.0%
	小 計	22	47	22	27	40	12	15	+3	+25.0%
合 計		1,347	1,541	1,421	1,311	1,804	859	948	+89	+10.4%

対象は、児童がコミュニティサイトを利用して犯罪（児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ法違反及び重要犯罪）の被害に遭った事件として、警察が把握しているもの。

### 2 被害児童数の年別推移

(人)

罪 名		H21	H22	H23	H24	H25	上半期	H26 上半期	前年 同期比	%
児童福祉法違反		53	33	38	32	22	9	25	+16	+177.8%
青少年保護育成条例違反		727	772	637	596	678	291	361	+70	+24.1%
児童買春・ 児童ポルノ 法違反	児童買春	234	214	176	182	226	130	137	+7	+5.4%
	児童ポルノ	101	180	217	242	341	159	163	+4	+2.5%
	小 計	335	394	393	424	567	289	300	+11	+3.8%
重要 犯罪	殺 人	1	0	0	0	0	0	1	+1	-
	強 盗	0	1	0	2	1	0	0	±0	-
	放 火	0	1	0	0	0	0	0	±0	-
	強 姦	14	25	9	14	18	5	6	+1	+20.0%
	略 取 誘 拐	2	2	1	2	3	3	1	-2	-66.7%
	強 制 わ い せ つ	4	11	7	6	4	1	4	+3	+300.0%
	小 計	21	40	17	24	26	9	12	+3	+33.3%
合 計		1,136	1,239	1,085	1,076	1,293	598	698	+100	+16.7%

### 第3 平成26年上半期の検挙事例

#### 出会い系サイトに起因する事犯の検挙事例

##### 【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春・児童ポルノ製造）】

被疑者（塾経営・男・43歳）は、出会い系サイトで知り合った女子児童（16歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら買春をし、その行為を携帯電話のカメラ機能を利用して撮影したものの。

（3月・広島県警）

##### 【売春防止法違反（売春の周旋）及び児童福祉法違反（淫行させる行為）】

被疑者（スカウト業・男・44歳）は、女子児童（16歳）らが18歳に満たない児童であることを知りながら、出会い系サイトを利用して誘引した遊客と、ホテルにおいて売春させたものの。

（5月・神奈川県警）

#### コミュニティサイトに起因する事犯の検挙事例

##### 【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（アルバイト・男・27歳）は、無料通話アプリのIDを交換する掲示板で知り合った女子児童（15歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて買春をしたものの。

（1月・宮城県警）

##### 【青少年育成条例違反（みだらな性行為等の禁止）】

被疑者（自営業・男・54歳）は、コミュニティサイトで知り合い、無料通話アプリで連絡を取り、女子児童（11歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、自己の欲望を満たす目的でみだらな性行為をしたもの（女子児童がコミュニティサイトに接続した端末は、学習用のタブレット）。

（4月・福岡県警）

##### 【児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）】

被疑者（会社員・男・33歳）は、インターネットの掲示板で知り合い、インターネットを通じて通信する携帯ゲーム機のソフトを利用して連絡を取り、女子児童（14歳）が、18歳に満たない児童であることを知りながら、ホテルにおいて買春をしたものの。

（5月・茨城県警）